

答 申 書  
(答申第59号)  
平成19年8月8日

---

1 審査会の結論

特定私立学校法人の現況に係る公文書を一部開示としたことは、妥当である。

2 異議申立ての経過並びに異議申立人の主張及び実施機関の説明の要旨  
(省略)

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象公文書について

本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の対象公文書は、北海道〇〇〇〇に係る設置者の理事の一覧が記載された文書である。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道知事（以下「実施機関」という。）は、本件開示請求に対応する公文書として、「学校法人〇〇〇〇に係る学校法人の現況（平成〇年〇月〇日現在）」（以下「本件公文書」という。）を特定し、本件公文書の一部が北海道情報公開条例（平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。）第10条第1項第1号に規定する非開示情報（以下「1号情報」という。）に該当するとして一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

異議申立人は、本件処分の取り消しを求めていることから、その妥当性について判断することとする。

(3) 1号情報の該当性について

ア 条例第10条第1項第1号は、個人の思想、宗教、身体的特徴、健康状態、家族構成、学歴、職歴、住所、所属団体、財産、所得等に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたいと認められるものは、非開示情報に該当する旨を定めている。

イ 実施機関が本件処分において1号情報に該当するとして非開示としたものは、個人の氏名（理事長及び学校長を除く。）、生年月日及び現在の主な職業（理事長の職業のうち（学）〇〇〇〇総長及び（学）〇〇〇〇〇〇理事長を除く。）であり、実施機関は、次のとおり主張する。

これらの情報については、特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたいと認められる。

このうち、「個人の氏名（理事長及び学校長を除く。）」については、私立学校法（昭和24年法律第270号）の改正により、平成17年度から理事長及び代表権を有する理事のみを登記簿に登録することになり、一般的には「個人の氏名（理事長及び学校長を除く。）」については、通常、知り得ることのできる情報ではないため、通常他人に知られたいと認められる。

ウ 本件処分において非開示とされた情報は、直接又は他の情報と組み合わせることにより、特定の個人が識別され得る情報であると認められる。

これらの情報が開示されると、特定法人の理事、監事又は事務長であること、さらに、生年月日及び勤務先が明らかとなり、一般に、このような情報は、通常他人に知られたくないと認められることから、1号情報に該当するものと判断する。

(4) 異議申立人のその他の主張について

ア 異議申立人は、学校法人〇〇〇〇が役員に関する情報等をインターネット上のホームページで公開していること、同法人が刊行した「〇〇〇〇50年：図録」に役員情報が記載されており、国立国会図書館において閲覧、謄写が可能なことから、同法人が役員に関する情報を自ら公にしているとして、非開示情報に該当しない旨主張する。

しかしながら、法人が、インターネット上のホームページ等で情報をどの範囲まで公表するのか、情報を何時の時点で更新するのかなどは、法人の独自の判断に基づいて行われているものであることから、実施機関が保有している情報と必ずしも一致するものではなく、また、北海道の情報公開制度とは趣旨・目的を異にするものである。

したがって、当該法人がインターネット上のホームページ等で公表しているか否かは考慮されないものであり、異議申立人の主張は理由がないものと判断する。

イ 異議申立人のその他の主張については、条例の解釈適用を左右するものではないと考えられることから、いずれも採用することはできない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

#### 4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
平成19年 2 月 21日	○ 諮問書の受理（諮問番号57） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②異議申立書の写し、③公文書開示請求書の写し、④公文書一部開示決定通知書の写し、⑤異議申立ての概要、⑥理由説明書、⑦対象公文書の写し）の提出
平成19年 2 月 23日	○ 新規諮問事案の報告 ○ 本件諮問事案の審議を第三部に付託
平成19年 3 月 19日	○ 異議申立人から意見書の提出
平成19年 4 月 13日 （第三部会）	○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審議
平成19年 5 月 11日 （第三部会）	○ 審議
平成19年 6 月 18日	○ 異議申立人から意見書（追加）の提出
平成19年 6 月 29日 （第三部会）	○ 審議
平成19年 7 月 13日 （第三部会）	○ 審議
平成19年 8 月 6 日 （第22回審査会）	○ 答申案審議
平成19年 8 月 8 日	○ 答申